

公益財団法人元興寺文化財研究所における公的研究費の適正な使用のための  
行動規範

平成27年3月 1日

当研究所における、科学研究費等、当研究所が受け入れ管理する公的研究費の適正な使用を維持するため、研究費を使用して研究活動を行う職員及びこれを支援する職員が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

当研究所に在籍するすべての職員は、これを誠実に実行しなければならない。

1 職員は、研究費が自らの発意に基づいて獲得されたものであっても、当該研究の遂行は、機関の長である理事長の指示によって行うものであるため、当該公的研究費の管理責任は、機関管理を行う当研究所にあることを認識しなければならない。

2 職員は、研究費が税金等国民の負託によるものであることを認識し、公正、かつ、効率的・効果的な使用に努めるとともに、その執行を行うに当たっては研究費に係る法令、使用ルール等を遵守しなければならない。

3 職員は、専門的知識の取得に努め、当研究所の研究活動の特性を理解し、効率的、かつ、適正な事務処理を行わなければならない。

4 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。また、研究費の使用について不正があると知ったときは、本研究所の通報窓口に通報しなければならない。

5 職員は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。

6 職員は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、知識の習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。